

(豊中市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 豊中市建築基準法施行条例(平成16年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条・第2条)</u> <u>第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備(第3条・第4条)</u> <u>第3章 特殊建築物</u> <u>第1節 総則(第5条―第7条の3)</u> <u>第2節 学校(第8条・第9条)</u> <u>第3節 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場(第10条)</u> <u>第4節 病院及び診療所(第11条・第12条)</u> <u>第5節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第13条―第21条の2)</u> <u>第6節 展示場(第22条・第23条)</u> <u>第7節 物品販売業を営む店舗(第24条)</u> <u>第8節 遊技場(第25条―第26条)</u> <u>第9節 公衆浴場(第27条―第29条)</u> <u>第10節 ホテル及び旅館(第30条―第32条)</u> <u>第11節 共同住宅、寄宿舎、下宿及び老人ホーム(第33条―第38条)</u> <u>第12節 自動車車庫及び自動車修理工場(第39条―第43条)</u> <u>第4章 削除</u> <u>第5章 建築物又はその敷地と道路との関係(第57条―第59条)</u> <u>第5章の2 容積率算定の基礎となる地盤面の設定(第59条の2)</u>	

(現 行)	(改 正 後)
第6章 <u>日影による中高層の建築物の高さの制限 (第60条)</u> 第7章 <u>工事監理者 (第61条)</u> 第8章 <u>道路 (第62条・第63条)</u> 第9章 <u>手数料 (第64条―第67条)</u> 第10章 <u>雑則 (第68条―第69条)</u> 第11章 <u>罰則 (第70条・第71条)</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> (目的) 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）<u>第40条、第43条第3項、第52条第5項、第56条の2第1項及び第107条の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、容積率算定の基礎となる地盤面の設定、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間等の指定並びにこれらの制限に違反した者に対する罰則に関し必要な事項を定めるとともに、別に定めるものを除くほか、法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。</u> <u>第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備</u> <u>(角敷地における建築制限)</u> 第3条 <u>歩車道の区別がない幅員6メートル未満の道路（専ら歩行者の通行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。）が屈曲する箇所又は歩車道の区別がない幅員6メートル未満の道路が歩車道の区別がない幅員10メートル未満の道路と同一平面で交差する箇所にある敷地にあつては、そ</u>	(目的) 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）<u>第52条第5項及び第56条の2第1項の規定に基づき、容積率算定の基礎となる地盤面の設定並びに日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間等の指定に関し必要な事項を定めるとともに、別に定めるものを除くほか、法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>の角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 メートルの 2 等辺 3 角形の部分（地盤面下の部分を除く。）に突き出して建築物を建築し，又は擁壁その他の工作物を築造してはならない。ただし，道路に街角の切取りがある場合又は角地の隅角が 1 2 0 度以上の場合は，この限りでない。</u> <u>（長屋）</u> <u>第 4 条 長屋は，次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>（1） 各戸の主要な出入口は，道路（法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定による認定を受けた長屋にあつては規則第 1 0 条の 3 第 1 項各号に規定する道を，法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可を受けた長屋にあつては規則第 1 0 条の 3 第 4 項第 1 号に規定する空地，同項第 2 号に規定する公共の用に供する道又は同項第 3 号に規定する通路を含む。以下この号において同じ。）に面すること。ただし，長屋が次のア又はイに該当し，かつ，各戸の主要な出入口が道路に通ずる幅員 3 メートル以上の敷地内の通路（アに掲げる長屋にあつては，道路から各戸の主要な出入口までの長さが 3 5 メートル以内の通路に限る。）に面する場合は，この限りでない。</u> <u>ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以下のもの</u> <u>イ 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの</u> <u>（2） けた行は，2 5 メートルを超えないこと。ただし，耐火建築物又は準耐火建築物である場合は，この限りでない。</u> <u>2 前項第 1 号の規定は，法第 8 6 条第 1 項から第 4 項まで又は第 8 6 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による認定又は許可を受けた一団地内に 1 又は 2 以上の構えを成す長屋については，適用しない。</u> <u>第 3 章 特殊建築物</u> <u>第 1 節 総則</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(適用の範囲)</u> <u>第5条 この章の規定は、次に掲げる特殊建築物に適用する。</u> <u>(1) 学校の用途に供する建築物</u> <u>(2) 体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物</u> <u>(3) 病院又は診療所の用途に供する建築物</u> <u>(4) 劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂又は集会場の用途に供する建築物</u> <u>(5) 展示場の用途に供する建築物</u> <u>(6) 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物</u> <u>(7) キャバレー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール又は遊技場（次に掲げるもの（以下「個室ビデオ店等」という。）を含む。第25条の2を除き，以下同じ。）の用途に供する建築物</u> <u>ア 個室（これに類する施設を含む。以下この号において同じ。）において，フィルム若しくはビデオテープ，ビデオディスク，シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体を再生し，又は電気通信設備を用いて映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗</u> <u>イ カラオケボックス</u> <u>ウ 個室において，インターネットを利用させ，又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</u> <u>エ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業（個室を設けるものに限る。）を営む店舗</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(8) 公衆浴場の用途に供する建築物</u> <u>(9) ホテル又は旅館の用途に供する建築物</u> <u>(10) 共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物</u> <u>(11) 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物</u> <u>(12) 博物館、美術館又は図書館の用途に供する建築物</u> <u>(13) 児童福祉施設等の用途に供する建築物（老人ホームの用途に供する建築物を除く。）</u> <u>(14) 飲食店の用途に供する建築物</u> <u>(15) 火葬場の用途に供する建築物</u> <u>(避難階等に通ずる階段)</u> <u>第 6 条 避難階以外の階を次に掲げる建築物における当該建築物の用途に供する階から避難階又は地上に通ずる階段は、回り階段としてはならない。</u> <u>(1) 前条第 1 号の用途（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園の用途を除く。）に供する建築物</u> <u>(2) 前条第 2 号又は第 4 号の用途に供する建築物</u> <u>(3) 前条第 3 号の用途に供する建築物（患者の収容施設を有しない診療所を除く。）</u> <u>(4) 前条第 5 号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下のものを除く。）</u> <u>(5) 前条第 6 号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートル以下のものを除く。）</u> <u>(6) 前条第 7 号の用途（キャバレー、ナイトクラブ及びダンスホールの用途に限る。）に供する建築物</u> <u>(7) 前条第 7 号の用途（バー及び遊技場の用途に限る。）に供する建築物</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(8) 前条第8号から第10号までの用途に供する建築物</u> <u>(9) 前条第11号の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</u> <u>(1) 回り階段の踏面の狭い方の端の寸法が15センチメートル以上である場合</u> <u>(2) 階段の各階の部分の下方2分の1以下の部分を回り階段とする場合でその回転角度が90度以下であるとき。</u> <u>(避難口誘導灯)</u> <u>第6条の2 次に掲げる建築物における当該建築物の用途の利用者(病院における患者、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客、博物館における入館者その他これらに類する者をいう。以下同じ。)用に供する部分のうち消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設ける避難口誘導灯(自動火災報知設備を設置する建築物に設けるものに限る。)は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものでなければならない。</u> <u>(1) 第5条第1号、第3号、第12号、第13号又は第15号の用途に供する建築物</u> <u>(2) 第5条第2号、第8号又は第9号の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(3) 第5条第4号の用途(公会堂及び集会場の用途を除く。)に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下の</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>ものを除く。)</u> <u>(4) 第5条第4号の用途(公会堂の用途に限る。)に供する建築物</u> <u>(5) 第5条第4号の用途(集会場の用途に限る。)に供する建築物(床面積が200平方メートル以上の室(当該用途に供するものに限る。)を有するものに限る。)</u> <u>(6) 第5条第5号の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(7) 第5条第6号又は第14号の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(8) 第5条第7号の用途(遊技場の用途に限る。)に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(9) 第5条第10号の用途(老人ホームの用途に限る。)に供する建築物</u> <u>(10) 第5条第11号の用途(自動車車庫の用途を除く。)に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(防火戸)</u> <u>第6条の3 前条各号に掲げる建築物における当該建築物の用途の利用者用に供する部分に設ける防火戸(当該建築物の外壁の開口部に設けるもののうち、屋外への出口以外に設けるものを除く。)は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>(1) 幅(くぐり戸付きの防火戸にあっては、当該くぐり戸の幅)は、80センチメートル以上とすること。</u> <u>(2) 車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が通過す</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>る際に支障となる段を設けないこと。</u> <u>(避難安全性能を有する建築物等の適用除外)</u> <u>第 7 条 第 1 9 条第 2 号, 第 3 0 条 (第 2 6 条第 1 項において準用する場合を含む。) 及び第 3 5 条の規定は, 第 6 条第 1 項各号に掲げる建築物の階のうち令第 1 2 9 条第 1 項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの (同項の認定を受けたものを含む。) については, 適用しない。</u> <u>2 第 1 4 条, 第 1 5 条第 2 項, 第 1 7 条第 2 号及び第 3 号, 第 1 8 条第 4 号, 第 1 9 条第 2 号, 第 2 0 条, 第 3 0 条 (第 2 6 条第 1 項において準用する場合を含む。) 並びに第 3 5 条の規定は, 第 6 条第 1 項各号に掲げる建築物のうち令第 1 2 9 条の 2 第 1 項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの (同項の認定を受けたものを含む。) については, 適用しない。</u> <u>(制限の緩和)</u> <u>第 7 条の 2 第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 の規定は, これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第 6 条の 2 各号に掲げる建築物については, 適用しない。</u> <u>(既存の建築物に対する制限の緩和)</u> <u>第 7 条の 3 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 の規定の適用を受けない第 6 条の 2 各号に掲げる建築物について増築, 改築, 大規模の修繕又は大規模の模様替 (以下この条において「増築等」という。) をする場合においては, 当該増築等をする部分以外の部分に対しては, これらの規定は, 適用しない。</u> 第 2 節 学校	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(直通階段の数)</u> <u>第8条 学校（大学，専修学校，各種学校及び幼稚園を除く。次条において同じ。）における各階から避難階又は地上に通ずる直通階段の数は，令第121条の規定にかかわらず，その階の教室の数が8以内のときは2以上とし，教室の数が8を超えるときは2に，4以内を増すごとに1を加えた数以上としなければならない。ただし，当該階の教室の数が3以内で，かつ，居室の床面積の合計が200平方メートル以下である場合において各教室から避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するものに避難することができるときは，その数を1とすることができる。</u> <u>(教室等の出入口の数)</u> <u>第9条 学校における教室その他の児童又は生徒が使用する居室（市規則で定めるものに限る。）には，廊下，ロビー又は屋外に通ずる2以上の出入口を設けなければならない。ただし，避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は，出入口の数を1とすることができる。</u> <u>第3節 体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場及びスポーツの練習場</u> <u>(屋外への出口)</u> <u>第10条 体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物の避難階における屋外への出口は，次の各号に定めるところによらなければならない。ただし，耐火建築物又は準耐火建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以下の建築物の避難階における屋外への出口については，この限りでない。</u> <u>(1) 2以上設けること。</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(2) 幅は、90センチメートル以上とすること。</u> <u>(3) 戸は、内開きとしないこと。</u> <u>(4) 令第125条第1項の屋外への出口以外の屋外への出口にあつては、</u> <u>道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が90センチメートル(2</u> <u>以上の屋外への出口が共用する場合にあつては、1.5メートル)以上の</u> <u>通路に面すること。</u> <u>第4節 病院及び診療所</u> <u>第11条 削除</u> <u>(屋外への出口)</u> <u>第12条 第10条の規定は、病院又は法第22条第1項の規定により指定さ</u> <u>れた区域内にある診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)の用途</u> <u>に供する建築物について準用する。</u> <u>第5節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場</u> <u>(主たる屋外への出口)</u> <u>第13条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」</u> <u>という。)の用途に供する建築物の避難階における客用に供する屋外への出</u> <u>口のうち主たるものは、第58条の規定により当該建築物の敷地が接する道</u> <u>路又はその道路に通ずる幅員5メートル以上の通路に面しなければならない</u> <u>い。</u> <u>(劇場等の階段の幅)</u> <u>第14条 主階が避難階にない劇場等の用途に供する建築物の当該主階から</u> <u>避難階又は地上に通ずる階段の幅の合計は、当該階における劇場等の客席の</u> <u>出口の幅につき、第18条第4号の規定により算出した最低合計幅以上とし</u> <u>なければならない。</u>	

(現 行)

(改 正 後)

(避難階段及び特別避難階段)

第 1 5 条 主階が避難階にない劇場等の用途に供する建築物には、当該主階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の避難階段又は特別避難階段を設けなければならない。

2 前項の避難階段又は特別避難階段の幅の合計は、当該階における劇場等の客席の出口の幅につき、第 1 8 条第 4 号の規定により算出した最低合計幅の 2 分の 1 以上としなければならない。

(通路等)

第 1 6 条 主階が避難階にある劇場等の主階の周囲のうち、出口（道路、公園、広場その他これらに類する場所（以下「道路等」という。）に面するものを除く。）がある側には、次の表に定める数値以上の幅員を有する通路で道路等に避難上有効に通ずるもの又は市規則で定める避難上有効な構造及び設備を有する廊下（以下「避難廊下」という。）を設けなければならない。

<u>劇場等の種別</u>	<u>通路等の幅員</u> (単位メートル)
<u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のもの</u>	<u>2</u>
<u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以下のもの</u>	<u>2 . 2 5</u>
<u>客席の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 4 0 0 平方メートル以下のもの</u>	<u>2 . 5</u>
<u>客席の床面積の合計が 4 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの</u>	<u>2 . 7 5</u>
<u>客席の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超え 6 0 0 平方メートル以下のもの</u>	<u>3</u>

(現 行)	(改 正 後)								
<table border="1"> <tr> <td>客席の床面積の合計が6 0 0平方メートルを超え7 0 0平方メートル以下のもの</td><td>3. 2 5</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が7 0 0平方メートルを超え8 0 0平方メートル以下のもの</td><td>3. 5</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が8 0 0平方メートルを超え9 0 0平方メートル以下のもの</td><td>3. 7 5</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が9 0 0平方メートルを超えるもの</td><td>4</td></tr> </table>	客席の床面積の合計が6 0 0平方メートルを超え7 0 0平方メートル以下のもの	3. 2 5	客席の床面積の合計が7 0 0平方メートルを超え8 0 0平方メートル以下のもの	3. 5	客席の床面積の合計が8 0 0平方メートルを超え9 0 0平方メートル以下のもの	3. 7 5	客席の床面積の合計が9 0 0平方メートルを超えるもの	4	
客席の床面積の合計が6 0 0平方メートルを超え7 0 0平方メートル以下のもの	3. 2 5								
客席の床面積の合計が7 0 0平方メートルを超え8 0 0平方メートル以下のもの	3. 5								
客席の床面積の合計が8 0 0平方メートルを超え9 0 0平方メートル以下のもの	3. 7 5								
客席の床面積の合計が9 0 0平方メートルを超えるもの	4								
2 前項の通路の地盤面上で高さ3メートル未満の位置及び当該通路の側端（当該劇場等の用途に供する建築物に接しない側の側端をいう。）から1メートル未満の距離にある位置には、建築物を突き出して建築してはならない。 （通路等への出口） 第17条 劇場等から前条第1項の通路、避難廊下、道路等（以下「通路等」という。）への出口は、次の各号に定めるところにより、4以上設けなければならない。 （1） 同一の側に片寄らないこと。 （2） 通路等と客席との間に廊下を設けた場合における1の側にある通路等への出口の幅の合計は、当該側の客席の出口の幅の合計以上とすること。 （3） 通路等への主たる出口の幅及び通路等へのその他の出口の幅の合計は、それぞれ第18条第4号の規定による客席の出口の最低合計幅の2分の1以上とすること。 （4） 通路等への出口の戸は、外開きとし、避難上の障害とならないものとする。									

(現 行)

(改 正 後)

(客席内の車いす使用者が利用することができる部分)

第17条の2 劇場等(第6条の2第3号に掲げる建築物並びに同条第4号及び第5号に掲げる建築物(当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。))であるものに限る。))における客席には、次の各号に定めるところにより、車いす使用者が利用することができる部分を設けなければならない。

(1) 床は、平たんとすること。

(2) 次の表に定める数以上とすること。

<u>客席の種別</u>	<u>車いす使用者が利用することができる部分の数</u>
<u>客席の数が100席以下のもの</u>	<u>1</u>
<u>客席の数が100席を超え400席以下のもの</u>	<u>2</u>
<u>客席の数が400席を超えるもの</u>	<u>2に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数</u>

(3) 車いす使用者が利用することができる部分1につき、幅は85センチメートル以上とし、奥行きは1.2メートル以上とすること。

(客席内の通路)

第17条の3 前条の部分に通ずる客席内の通路のうち1以上は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 縦通路の幅員は、1.2メートル以上(いす席が通路の片側のみにある場合は、1.2メートル以上1.8メートル以下)とすること。

(2) 横通路の幅員は、1.2メートル以上(客席の最後部の横通路にあつ

(現 行)	(改 正 後)
<u>ては、1. 2メートル以上2. 4メートル以下) とすること。</u> <u>(3) 客席の出入口のない側の壁に最も近い縦通路又は横通路の幅員は、前2号の規定にかかわらず、1. 2メートル以上1. 8メートル以下とすること。</u> <u>2 前項に規定する通路に高低差がある場合は、次の各号に定めるところにより、傾斜路を設けなければならない。</u> <u>(1) 幅員は、1. 2メートル以上とすること。</u> <u>(2) 勾配は、^{こう}1 2分の1を超えないこと。</u> <u>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> <u>(客席の出口)</u> <u>第18条 劇場等における客席の出口は、次の各号に定めるところにより、4以上設けなければならない。</u> <u>(1) 同一の側に片寄らないこと。</u> <u>(2) 縦通路及び横通路に通ずること。</u> <u>(3) 幅は1. 2メートル以上1. 8メートル以下とし、高さは2メートル以上とすること。</u> <u>(4) 幅の合計は、客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメートル(耐火建築物又は令第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物にあっては、17センチメートル)の割合で計算した数値以上とすること。</u> <u>(5) 出口の戸は、外開きとし、避難上の障害とならないものとする。</u> <u>(客用の廊下)</u> <u>第19条 劇場等における客用に供する廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(1) 通路等, 階段又は避難階における屋外への出口に避難上有効に通ずること。</u> <u>(2) 幅は, 1. 2メートル(客席の床面積が200平方メートルを超える階の廊下にあつては, 1. 2メートルにその超える床面積50平方メートル以内ごとに15センチメートルを増した数値) 以上とすること。</u> <u>(3) 廊下を傾斜路とする場合は, その傾斜路の勾配は, 12分の1(有効な滑り止めを設けた場合は, 10分の1) 以下とすること。</u> <u>(4) 廊下に段を設ける場合は, その段のけあげの寸法は18センチメートル以下とし, その踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</u> <u>(客用の階段)</u> <u>第20条 劇場等における客用に供する各階の階段の幅の合計は, その直上階以上の階(地階にあつては, 直下階以下の階)のうち客席の床面積が最大の階における客席の出口の幅につき, 第18条第4号の規定により算出した最低合計幅以上としなければならない。</u> <u>(適用の除外)</u> <u>第21条 この節(第13条, 第16条, 第17条の2及び第17条の3を除く。)の規定は, 劇場等の用途に供する建築物のうち, その規模, 形態等に応じ市長が定める基準によるものについては, 適用しない。</u> <u>(制限の緩和)</u> <u>第21条の2 第17条の2及び第17条の3の規定は, これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第17条の2に規定する劇場等については, 適用しない。</u> 第6節 展示場 <u>(階段の数及び構造)</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>第 2 2 条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を 2 以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</u> <u>（屋外への出口）</u> <u>第 2 3 条 第 1 0 条の規定は、展示場の用途に供する建築物について準用する。</u> 第 7 節 物品販売業を営む店舗 <u>（屋外への出口等）</u> <u>第 2 4 条 第 1 0 条及び第 2 2 条の規定は、物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下のものを除く。）について準用する。</u> 第 8 節 遊技場 <u>（屋外への出口）</u> <u>第 2 5 条 第 1 0 条の規定は、遊技場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）について準用する。</u> <u>（階段の数及び構造）</u> <u>第 2 5 条の 2 第 2 2 条の規定は、遊技場の用途に供する建築物について準用する。</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造)</u> <u>第26条 第30条の規定は、個室ビデオ店等の用途に供する建築物について準用する。</u> <u>2 個室ビデオ店等の用途に供する建築物のうち当該用途に供する階（避難階及び令第121条第1項第3号の規定の適用を受けるものを除く。）における居室の床面積の合計が30平方メートルを超えるものには、その階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、その階の居室の床面積の合計が100平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられている場合並びに避難階の直上階又は直下階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えない場合は、この限りでない。</u> <u>3 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあるのは、「200平方メートル」とする。</u> <u>4 第2項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、居室の各部分から当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>5 個室ビデオ店等の用途に供する建築物における客用に供する屋内階段及びその踊場（直上階の居室の床面積の合計が30平方メートルを超え200平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の地階におけるものに限る。）の幅は、令第23条第1項の表(4)の項の規定にかかわらず、90センチメートル以上としなければならない。</u> <u>6 前各項（第3項を除く。）の規定は、個室ビデオ店等の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下であるものについては、適用しない。</u> <u>第9節 公衆浴場</u> <u>（主たる出入口）</u> <u>第27条 公衆浴場の用途に供する建築物の主たる出入口は、道路又は道路に通ずる幅員3.5メートル以上の通路に面しなければならない。</u> <u>（浴室及び蒸室の構造）</u> <u>第28条 公衆浴場の浴室の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>（1） 周囲の壁は、令第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。</u> <u>（2） 天井は、耐水材料で造り、又は覆うこと。</u> <u>2 公衆浴場の蒸室の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>（1） 天井及び蒸室を区画する主要構造部は、準耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。</u> <u>（2） 床面積が15平方メートルを超える蒸室には、2以上の出口を設ける</u>	

(現 行)	(改 正 後)							
<u>こと。</u> <u>3 建築物の2階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は、当該建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、当該建築物の階数が2又は3であって、延べ面積が200平方メートル未満の場合は、この限りでない。</u> <u>4 建築物の地階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は、その直上階の床を耐火構造としなければならない。</u> <u>(ボイラー室の構造)</u> <u>第29条 公衆浴場のボイラー室は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>(1) 壁及び床並びに直上階の床は、耐火構造とすること。</u> <u>(2) 天井は、仕上を不燃材料ですること。ただし、天井がないときは、屋根を不燃材料で造り、又はふき、及びはりを不燃材料で造ること。</u> <u>(3) 窓及び出入口には、令第112条第1項に規定する特定防火設備を設けること。</u> <u>第10節 ホテル及び旅館</u> <u>(廊下の幅)</u> <u>第30条 ホテル又は旅館の客用に供する廊下（令第119条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のもの（令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。</u> <table><tr><td rowspan="2"><u>廊下の種別</u></td><td><u>廊下の配置</u></td><td><u>両側に居室がある廊下における</u></td><td><u>その他の廊下における</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	<u>廊下の種別</u>	<u>廊下の配置</u>	<u>両側に居室がある廊下における</u>	<u>その他の廊下における</u>				
<u>廊下の種別</u>		<u>廊下の配置</u>	<u>両側に居室がある廊下における</u>	<u>その他の廊下における</u>				

(現 行)		(改 正 後)	
	ける場合 (単位センチ メートル)	場合 (単位セン チメートル)	
	9 0	9 0	
	1 2 0	9 0	
	1 2 0	9 0	

(屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法)

第 3 1 条 ホテル又は旅館の客用に供する屋内階段で次の表の階段の種別欄に掲げるものの階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法は、令第 2 3 条第 1 項の表(4)の項の規定にかかわらず、次の表によらなければならない。ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの（令第 1 1 0 条の 5 に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。

階段の種別	階段及び その踊場	けあげの 寸法	踏面の寸 法
-------	--------------	------------	-----------

(現 行)				(改 正 後)			
	の幅	(単位セ	(単位セ				
	(単位セ	ンチメー	ンチメー				
	ンチメー	トル)	トル)				
	トル)						
直上階の居室の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が30平方メートルを超え50平方メートル以下の地階におけるもの	90以上	22以下	21以上				
直上階の居室の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が50平方メートルを超え100平方メートル以下の地階におけるもの	120以上	20以下	24以上				
(階段の数及び構造)							
第31条の2 避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。							
2 前項本文の規定は、令第121条第4項に規定する特定階については、適用しない。							
(屋外への出口)							

(現 行)	(改 正 後)
<u>第 3 2 条 第 1 0 条の規定は、ホテル又は旅館の用途に供する建築物について準用する。</u> <u>第 1 1 節 共同住宅、寄宿舎、下宿及び老人ホーム</u> <u>(2 階に設ける場合の構造)</u> <u>第 3 3 条 工場若しくは倉庫の用途に供する建築物又は第 6 条第 1 項各号に掲げる建築物 (同項第 8 号に掲げる建築物 (第 5 条第 1 0 号の用途に供する建築物に限る。) を除く。) の 2 階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する場合で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 0 平方メートルを超えるときは、当該建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、当該建築物の階数が 2 又は 3 であって、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの (令第 1 1 0 条の 5 に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。) は、この限りでない。</u> <u>(階段の数及び構造)</u> <u>第 3 4 条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を 2 以上設けなければならない。</u> <u>(1) 当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下であるとき。</u> <u>(2) 当該用途に供する階の住戸又は住室の数が 3 以下であるとき。</u> <u>(3) 当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるとき (特定主要構造部が耐火構造であるときを含む。) 又は主要構造部が不燃材料で造られているとき。</u> <u>2 前項の規定は、令第 1 2 1 条第 4 項に規定する特定階については、適用し</u>	

(現 行)		(改 正 後)	
<u>ない。</u>			
<u>(廊下の幅)</u>			
<u>第 3 5 条 共同住宅、寄宿舍又は下宿における共用の廊下（令第 1 1 9 条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物の階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの（令第 1 1 0 条の 5 に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。</u>			
<u>廊下の種別</u>	<u>廊下の配置</u>	<u>両側に居室がある廊下における場合</u>	<u>その他の廊下における場合</u>
		<u>(単位センチメートル)</u>	<u>(単位センチメートル)</u>
<u>共同住宅</u>	<u>住戸又は住室の床面積の合計が 5 0 平方メートル以下の階におけるもの</u>	<u>9 0</u>	<u>9 0</u>
	<u>住戸又は住室の床面積の合計が 5 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下の階におけるもの</u>	<u>1 2 0</u>	<u>9 0</u>
<u>寄宿舎</u>	<u>居室の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下の階におけるもの</u>	<u>9 0</u>	<u>9 0</u>
	<u>居室の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下の階におけるもの</u>	<u>1 2 0</u>	<u>9 0</u>
<u>下</u>			

(現 行)				(改 正 後)			
宿							
	(屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法)						
	第 3 6 条 共同住宅，寄宿舍，下宿又は老人ホームにおける共用の屋内階段で						
	次の表の階段の種別欄に掲げるものの階段及びその踊場の幅並びにその階						
	段のけあげ及び踏面の寸法は，令第 2 3 条第 1 項の表(4)の項の規定にかか						
わらず，次の表によらなければならない。ただし，共同住宅，寄宿舍，下宿							
又は老人ホームの用途に供する建築物の階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0							
平方メートル未満のもの（令第 1 1 0 条の 5 に規定する技術的基準に従って							
警報設備を設けたものに限る。）は，この限りでない。							
階段の種別		階段及びそ	けあげの	踏面の寸法			
		の踊場の幅	寸法	(単位セン			
		(単位セン	(単位セ	チメート			
		チメート	ンチメー	ル)			
		ル)	トル)				
直上階の居室の床面積の合計が 1 0 0 平		9 0 以上	2 2 以下	2 1 以上			
方メートル以下の地上階におけるもの							
直上階の居室の床面積の合計が 1 0 0 平		1 2 0 以上	2 0 以下	2 4 以上			
方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以							
下の地上階におけるもの							
(屋外への出口)							
第 3 7 条 第 1 0 条の規定は，共同住宅，寄宿舍，下宿又は老人ホームの用途							
に供する建築物について準用する。ただし，避難階において屋内に避難経路							
を有しない等避難上支障がない共同住宅，寄宿舍又は下宿の用途に供する建							
築物については，同条第 1 号の規定は，準用しない。							

(現 行)	(改 正 後)
<u>第38条 削除</u> <u>第12節 自動車車庫及び自動車修理工場</u> <u>(自動車の出入口)</u> <u>第39条 自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）</u> <u>の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メ</u> <u>ートル以下のものを除く。第42条において同じ。）の敷地の次の各号のい</u> <u>ずれかに該当する部分には、自動車の出入口を設けてはならない。</u> <u>(1) 幅員6メートル未満の道路に接する部分</u> <u>(2) 勾配17パーセント以上の道路に接する部分</u> <u>(3) 道路が交差し、若しくは屈曲する箇所又は横断歩道橋（地下横断歩道</u> <u>を含む。）の昇降口から5メートル以内の部分</u> <u>(4) バス停留所、安全地帯又は踏切から10メートル以内の部分</u> <u>(5) 公園、小学校、特別支援学校、幼稚園又は老人福祉施設その他これら</u> <u>に類するものの出入口から10メートル（第3項第2号に規定する自動車</u> <u>車庫等の場合は、30メートル）以内の部分</u> <u>2 自動車車庫等（次項第2号及び第3号に規定するもの並びに床面積の合計</u> <u>が50平方メートル以下のものを除く。以下この項において同じ。）の敷地</u> <u>から道路に通ずる自動車の出入口と門又は自動車車庫等の用途に供する建</u> <u>築物の出入口との間には、前面の道路の通行を見通すことができるように、</u> <u>幅1メートル以上の空地又は空間を設けなければならない。</u> <u>3 第1項第1号の規定は、次に掲げる自動車車庫等については、適用しない。</u> <u>(1) 建築物に附属する自動車車庫で、その自動車車庫の床面積の合計が同</u> <u>一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以内のもの</u> <u>(2) 自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メー</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>トルを超え 1, 5 0 0 平方メートル以下の自動車車庫等で次のいずれにも該当するもの</u> <u>ア 幅員 4 メートル以上 6 メートル未満の道路に接するもの</u> <u>イ 自動車車庫等の敷地から道路に通ずる自動車の出入口と門又は自動車車庫等の用途に供する建築物の出入口との間に、前面の道路の通行を見通すことができ、かつ、自動車が容易に転回することができるように、幅 2 メートル以上の空地又は空間を設けたもの</u> <u>ウ 自動車車庫等の敷地から道路に通ずる自動車の出入口付近の車路の幅員が 3 メートル以上のもの</u> <u>(3) 自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以下の自動車車庫等で前号イに該当するもの</u> <u>(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)</u> <u>第 4 0 条 2 階を自動車車庫等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 0 平方メートル以上のものは、耐火建築物又は令第 1 1 2 条第 1 項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして市規則で定める構造の自動車車庫にあつては、この限りでない。</u> <u>(構造及び設備)</u> <u>第 4 1 条 自動車車庫等 (床面積の合計が 5 0 平方メートル以下のものを除く。) の構造及び設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>(1) 自動車修理工場にあつては、汚水排除の設備を設けること。</u> <u>(2) 地階に自動車車庫等を設ける場合にあつては、令第 2 0 条の 2 各号 (第 1 号イを除く。) の技術的基準に適合する換気設備を設けること。ただし、窓その他の開口部を有する場合で、その開口部の換気に有効な部分</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>の面積がその自動車車庫等の床面積の合計の10分の1以上であるときは、この限りでない。</u> <u>(開口部の防火設備)</u> <u>第42条 自動車車庫等の用途に供する建築物(法第84条の2の規定の適用を受けるものを除く。)</u>で、<u>耐火建築物及び準耐火建築物以外のもの(法第61条の規定の適用を受けるものを除く。)</u>は、<u>その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、令第109条第1項の防火設備を設けなければならない。ただし、防火上支障がないものとして市規則で定める構造の自動車車庫にあつては、この限りでない。</u> <u>(適用の除外)</u> <u>第43条 商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する自動車車庫については、前3条の規定は、適用しない。</u> <u>第4章 削除</u> <u>第44条から第56条まで 削除</u> <u>第5章 建築物又はその敷地と道路との関係</u> <u>(特殊建築物の敷地と道路との関係)</u> <u>第57条 第6条第1項各号に掲げる建築物(劇場等の用途に供する建築物及び公衆浴場の用途に供する建築物を除く。)</u>の敷地は、<u>道路(法第43条第1項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)</u>に<u>4メートル以上接しなければならない。ただし、当該建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>(劇場等の敷地と道路との関係)</u> <u>第58条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、その周囲の長さの6分の1</u>	

(現 行)	(改 正 後)								
以上を次の表の劇場等の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の道路の幅員の欄に定める幅員の道路に接しなければならない。 <table><tr><th>劇場等の種別</th><th>道路の幅員</th></tr><tr><td>客席の床面積の合計が200平方メートル以下のもの</td><td>5メートル以上</td></tr><tr><td>客席の床面積の合計が200平方メートルを超え600平方メートル以下のもの</td><td>6メートル以上</td></tr><tr><td>客席の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの</td><td>8メートル以上</td></tr></table> 2 前項の規定は、劇場等の用途に供する建築物の敷地のうち、その規模、形態及び周囲の状態の特殊性により、市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるものについては、適用しない。 (物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係) 第59条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に物品販売業を営む店舗の用途に供する2以上の建築物がある場合においては、当該用途に供する部分の床面積の合計）が3,000平方メートル以上のものの敷地は、第57条の規定にかかわらず、2以上の道路（そのうちの1の道路は、幅員6メートル以上のものとする。）にそれぞれ4メートル以上接しなければならない。ただし、当該敷地が幅員6メートル以上の道路にその周囲の長さの3分の1以上接している場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の敷地のうち、その規模、形態及び周囲の状態の特殊性により、市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるものについては、適用しない。 第5章の2 容積率算定の基礎となる地盤面の設定 (容積率算定の基礎となる地盤面の設定)	劇場等の種別	道路の幅員	客席の床面積の合計が200平方メートル以下のもの	5メートル以上	客席の床面積の合計が200平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上	客席の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	(容積率算定の基礎となる地盤面の設定)
劇場等の種別	道路の幅員								
客席の床面積の合計が200平方メートル以下のもの	5メートル以上								
客席の床面積の合計が200平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上								
客席の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの	8メートル以上								

(現 行)	(改 正 後)
<u>第 5 9 条の 2</u> (省 略) <u>第 6 章</u> <u>日影による中高層の建築物の高さの制限</u> (対象区域及び日影時間等の指定) <u>第 6 0 条</u> (省 略) <u>第 7 章</u> <u>工事監理者</u> (工事監理者の選任の届出) <u>第 6 1 条</u> (省 略) 2 (省 略) <u>第 8 章</u> <u>道路</u> (位置の指定を受けた道路の標識の設置) <u>第 6 2 条</u> (省 略) (私道の変更又は廃止の承認申請) <u>第 6 3 条</u> (省 略) <u>第 9 章</u> <u>手数料</u> (確認及び検査等の手数料) <u>第 6 4 条</u> 法第 6 条第 1 項 (法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項 (法第 8 7 条第 1 項におい	<u>第 3 条</u> (省 略) (対象区域及び日影時間等の指定) <u>第 4 条</u> (省 略) (工事監理者の選任の届出) <u>第 5 条</u> (省 略) 2 (省 略) <u>3</u> <u>第 1 項の規定は、国の機関の長等が法第 1 8 条第 2 項の規定による通知をする場合について準用する。</u> <u>4</u> <u>第 1 項の規定は、国の機関の長等が法第 1 8 条第 4 項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、第 1 項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。</u> (位置の指定を受けた道路の標識の設置) <u>第 6 条</u> (省 略) (私道の変更又は廃止の承認申請) <u>第 7 条</u> (省 略) (確認及び検査等の手数料) <u>第 8 条</u> 法第 6 条第 1 項 (法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項 (法第 8 7 条第 1 項におい

(現 行)

て準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知をしようとする者は、申請又は計画の通知1件につき、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	<u>区分</u>		<u>金額</u>
	<u>床面積の合計</u>	<u>申請又は計画の通知の方法</u>	
1	1 0 0 平方メートル以内のもの	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物による場合（以下「磁気ディスク申請等」という。）	3 1, 0 0 0 円
		書類又は図書のみによる場合（以下「書類申請等」という。）	3 3, 0 0 0 円
2	1 0 0 平方メートルを超え2 0 0 平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	4 2, 0 0 0 円
		書類申請等	4 4, 0 0 0 円
3	2 0 0 平方メートルを超え5 0 0 平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	5 8, 0 0 0 円
		書類申請等	6 0, 0 0 0 円
4	5 0 0 平方メートルを超え1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	8 5, 0 0 0 円
		書類申請等	8 7, 0 0 0 円
5	1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	磁気ディスク申請等	1 1 4, 0 0 0 円
		書類申請等	1 1 6, 0 0 0 円

(改 正 後)

て準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知をしようとする者は、申請又は計画の通知1件につき、次の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>
1	1 0 0 平方メートル以内のもの	3 8, 0 0 0 円
2	1 0 0 平方メートルを超え2 0 0 平方メートル以内のもの	5 0, 0 0 0 円
3	2 0 0 平方メートルを超え3 0 0 平方メートル以内のもの	7 2, 0 0 0 円
4	3 0 0 平方メートルを超え1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	9 7, 0 0 0 円
5	1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 3 0, 0 0 0 円
6	2, 0 0 0 平方メートルを超え1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	3 0 7, 0 0 0 円
7	1 0, 0 0 0 平方メートルを超え5 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	5 2 4, 0 0 0 円
8	5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	8 1 4, 0 0 0 円

(現 行)				(改 正 後)			
	方メートル以内のもの						
6	2, 0 0 0平方メートル	磁気ディスク申請等	2 7 3, 0 0 0円				
	ルを超え1 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	書類申請等	2 7 5, 0 0 0円				
7	1 0, 0 0 0平方メートル	磁気ディスク申請等	4 6 8, 0 0 0円				
	トルを超え5 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	書類申請等	4 7 0, 0 0 0円				
8	5 0, 0 0 0平方メートル	磁気ディスク申請等	7 2 8, 0 0 0円				
	トルを超えるもの	書類申請等	7 3 0, 0 0 0円				
備考 磁気ディスク申請等の手続は、市長の定めるところによる（第3項及び第4項において同じ。）。							
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる表の中欄の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。							
(1) 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知をしようとする者（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合）							
	床面積の合計	金額			床面積の合計	金額	
1	1 0 0平方メートル以内のもの	2 2, 0 0 0円		1	1 0 0平方メートル以内のもの	2 5, 0 0 0円	
2	1 0 0平方メートルを超え2 0 0平方メートル以内のもの	2 6, 0 0 0円		2	1 0 0平方メートルを超え2 0 0平方メートル以内のもの	2 9, 0 0 0円	

(現 行)			(改 正 後)		
3	200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>32,000円</u>	3	200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>36,000円</u>
4	<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	<u>55,000円</u>	4	<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	<u>60,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>76,000円</u>	5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>84,000円</u>
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>209,000円</u>	6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>229,000円</u>
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>308,000円</u>	7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>336,000円</u>
8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>518,000円</u>	8	50,000平方メートルを超えるもの	<u>566,000円</u>
(2) 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知をしようとする者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合)			(2) 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知をしようとする者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合)		
	床面積の合計	金額		床面積の合計	金額
1	100平方メートル以内のもの	<u>20,000円</u>	1	100平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
2	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>24,000円</u>	2	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>26,000円</u>
3	200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>30,000円</u>	3	200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>33,000円</u>
4	<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	<u>52,000円</u>	4	<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	<u>57,000円</u>
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>71,000円</u>	5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>78,000円</u>

(現 行)			(改 正 後)		
6	2, 0 0 0平方メートルを超え1 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>1 9 9, 0 0 0円</u>	6	2, 0 0 0平方メートルを超え1 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 1 8, 0 0 0円</u>
7	1 0, 0 0 0平方メートルを超え5 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 8 8, 0 0 0円</u>	7	1 0, 0 0 0平方メートルを超え5 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>3 1 5, 0 0 0円</u>
8	5 0, 0 0 0平方メートルを超えるもの	<u>4 7 8, 0 0 0円</u>	8	5 0, 0 0 0平方メートルを超えるもの	<u>5 2 3, 0 0 0円</u>
(3) 法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査の申請又は法第1 8条第1 9項の規定に基づく通知をしようとする者			(3) 法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査の申請又は法第1 8条第2 8項の規定に基づく通知をしようとする者		
	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額		中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	1 0 0平方メートル以内のもの	<u>1 8, 0 0 0円</u>	1	1 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 0, 0 0 0円</u>
2	1 0 0平方メートルを超え2 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 1, 0 0 0円</u>	2	1 0 0平方メートルを超え2 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 3, 0 0 0円</u>
3	2 0 0平方メートルを超え5 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 7, 0 0 0円</u>	3	2 0 0平方メートルを超え3 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 9, 0 0 0円</u>
4	5 0 0平方メートルを超え1, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>4 6, 0 0 0円</u>	4	3 0 0平方メートルを超え1, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>5 0, 0 0 0円</u>
5	1, 0 0 0平方メートルを超え2, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>6 2, 0 0 0円</u>	5	1, 0 0 0平方メートルを超え2, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>6 8, 0 0 0円</u>
6	2, 0 0 0平方メートルを超え1 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>1 6 8, 0 0 0円</u>	6	2, 0 0 0平方メートルを超え1 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>1 8 4, 0 0 0円</u>
7	1 0, 0 0 0平方メートルを超え5 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 5 5, 0 0 0円</u>	7	1 0, 0 0 0平方メートルを超え5 0, 0 0 0平方メートル以内のもの	<u>2 7 9, 0 0 0円</u>
8	5 0, 0 0 0平方メートルを超えるもの	<u>4 3 0, 0 0 0円</u>	8	5 0, 0 0 0平方メートルを超えるもの	<u>4 7 0, 0 0 0円</u>
3 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第1 8条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者で、当該申請又は計画の通知に法第8			3 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第1 8条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者で、当該申請又は計画の通知に法第8		

(現 行)

7条の4の昇降機に係る部分が含まれる確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、第1項に定める手数料のほか、1の昇降機ごとに次の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	区分		金額
	昇降機の種類	申請又は計画の通知の方法	
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	19,000円 21,000円
2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	11,000円 13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	9,000円 11,000円
4	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	7,000円 9,000円

4 次の各号に掲げる者は、1の建築設備又は1の工作物ごとに当該各号の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定

(改 正 後)

7条の4の昇降機に係る部分が含まれる確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、第1項に定める手数料のほか、1の昇降機ごとに次の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	昇降機の種類	金額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	24,000円
2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	13,000円
4	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

4 次の各号に掲げる者は、1の建築設備又は1の工作物ごとに当該各号の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定

(現 行)			(改 正 後)		
に基づく計画の通知をしようとする者			に基づく計画の通知をしようとする者		
	区分	金額		建築設備の種類	金額
	建築設備の種類	申請又は計画の通知の方法			
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	磁気ディスク申請等	1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	24,000円
		書類申請等			
2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	磁気ディスク申請等	2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000円
		書類申請等			
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	3	小荷物専用昇降機を設置する場合	13,000円
		書類申請等			
4	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	4	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円
		書類申請等			
(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者			(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者		
	区分	金額		申請又は計画の通知の種類	金額
	申請又は計画の通知の種類	申請又は計画の通知の方法			
			1	工作物を築造する場合	21,000円
			2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受け	12,000円

(現 行)			
1	工作物を築造する場合	磁気ディスク申請等 書類申請等	16,000円 18,000円
2	確認を受け、又は計画の通知に係る	磁気ディスク申請等	8,000円
	確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	書類申請等	10,000円
5 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知をしようとする者で、当該申請又は通知に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる完了検査の申請又は通知をしようとする者は、第2項に定める手数料のほか、1の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			
区分		金額	
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合		18,000円	
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合		10,000円	
6 次の各号に掲げる者は、1の建築設備又は1の工作物ごとに当該各号の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			
(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく通知をしようとする者			
区分		金額	
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に		18,000円	

(改 正 後)	
た工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	
5 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知をしようとする者で、当該申請又は通知に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる完了検査の申請又は通知をしようとする者は、第2項に定める手数料のほか、1の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。	
区分	金額
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	20,000円
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	11,000円
6 次の各号に掲げる者は、1の建築設備又は1の工作物ごとに当該各号の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。	
(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく通知をしようとする者	
区分	金額
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に	20,000円

(現 行)		(改 正 後)	
係る検査を受ける場合		係る検査を受ける場合	
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	10,000円	小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	11,000円
(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する <u>法第18条第16項</u> の規定に基づく通知をしようとする者		(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する <u>法第18条第20項</u> の規定に基づく通知をしようとする者	
区分	金額	区分	金額
工作物の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	12,000円	工作物の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	14,000円
		<u>7 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項ただし書の規定に基づく特定建築行為であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。）又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項ただし書の規定に基づく特定建築行為であって、建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。）（建築物省エネルギー法第11条第6項に規定する適合判定通知書、建築物省エネルギー法施行規則第24条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネルギー法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。）の認定の通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の規定に</u>	

(現 行)	(改 正 後)																																		
	による低炭素建築物新築等計画（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。）の認定の通知に係る書面又はそれらの写しの提出がない場合に限る。）をしようとする者は、第1項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">金額</th></tr><tr><th>建築物の用途</th><th>床面積の合計</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">一戸建ての住宅</td><td>200平方メートル未満のもの</td><td>20,600円</td></tr><tr><td>200平方メートル以上のもの</td><td>22,100円</td></tr><tr><td rowspan="10">2</td><td rowspan="10">共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）</td><td>300平方メートル未満のもの</td><td>38,400円</td></tr><tr><td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td>66,200円</td></tr><tr><td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td>119,600円</td></tr><tr><td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td>180,700円</td></tr><tr><td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>331,500円</td></tr><tr><td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>560,400円</td></tr><tr><td>50,000平方メートル未満のもの</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		区分		金額	建築物の用途	床面積の合計	1	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円	200平方メートル以上のもの	22,100円	2	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	300平方メートル未満のもの	38,400円	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円	50,000平方メートル未満のもの							
	区分		金額																																
	建築物の用途	床面積の合計																																	
1	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円																																
		200平方メートル以上のもの	22,100円																																
2	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	300平方メートル未満のもの	38,400円																																
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円																																
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円																																
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円																																
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円																																
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円																																
		50,000平方メートル未満のもの																																	

(現 行)

7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第16項の規定に基づく通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	<u>区分</u>		<u>金額</u>
	<u>床面積の合計</u>	<u>建築物の用途</u>	
1	1,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	19,500円
		その他のもの	85,500円
2	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	27,900円
		その他のもの	112,800円
3	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	70,200円
		その他のもの	181,300円
4	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	105,400円
		その他のもの	235,400円
5	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	131,600円
		その他のもの	282,500円
6	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	163,300円

(改 正 後)

	50,000平方メートル以上のもの	982,600円
--	-------------------	----------

8 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく要確認特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定に基づく通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項の規定に基づく要通知特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第2項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

	<u>区分</u>		<u>金額</u>	
	<u>建築物の用途</u>	<u>床面積の合計</u>		
1	非住宅建	工場等の	3 0 0平方メートル未満のもの	8, 9 0 0円
	築物（住 宅（人の 居住の用 のみに供 する建築 物（共用 部分を含 む。）を いう。以 下この項	みのもの	3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 0, 1 0 0円
			1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 9, 0 0 0円
			2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	7 3, 6 0 0円
			5, 0 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 1 0, 7 0 0円
			1 0, 0 0 0平方メートル以上2 5, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 3 8, 2 0 0円
			5, 0 0 0平方メートル未満のもの	

(現 行)				(改 正 後)					
	0 0 0平方メートル未満のもの	その他のもの	3 3 1, 5 0 0円		において		2 5, 0 0 0平方メートル以上5	1 7 1, 7 0 0円	
7	5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	工場等のみのもの	2 2 6, 9 0 0円		同じ。)		0, 0 0 0平方メートル未満のもの		
	の	その他のもの	4 2 8, 1 0 0円		以外の用途のみに		5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	2 3 8, 6 0 0円	
					供する建築物をいう。)	その他のもの	3 0 0平方メートル未満のもの	4 3, 1 0 0円	
							3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの	8 5, 5 0 0円	
							1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 1 3, 0 0 0円	
							2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 8 3, 6 0 0円	
							5, 0 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 3 9, 3 0 0円	
							1 0, 0 0 0平方メートル以上2 5, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 8 7, 6 0 0円	
							2 5, 0 0 0平方メートル以上5 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	3 3 8, 1 0 0円	
							5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	4 3 7, 7 0 0円	
							の		
				2	一戸建ての住宅		2 0 0平方メートル未満のもの	7, 4 0 0円	
							2 0 0平方メートル以上のもの	8, 2 0 0円	
				3	共同住宅等		3 0 0平方メートル未満のもの	1 4, 1 0 0円	
							3 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 5, 3 0 0円	

(現 行)		(改 正 後)		
			2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 5, 3 0 0 円
			5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	6 9, 1 0 0 円
			1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 7, 1 0 0 円
			2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 1 4, 8 0 0 円
			5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 7 7, 5 0 0 円
	4	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる建築物をいう。）	住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして建築物の用途及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄に	

(現 行)			(改 正 後)		
					掲げる区分に応じ
					それぞれ右欄に掲
					げる金額を加算し
					た額
8 次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は， 1 件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。			9 次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は， 1 件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。		
	区分		金額		
	事務	名称			
1	法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号 (法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) 又は 法第 1 8 条第 2 4 項第 1 号又は第 2 号 (法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項	(省 略)	(省 略)		

(現 行)				(改 正 後)			
	において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査				において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
(省 略)				(省 略)			
35	法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の増築等に係る全体計画認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>33,000</u> 円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>44,000</u> 円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては <u>60,000</u> 円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>87,000</u> 円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>116,000</u> 円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>275,000</u> 円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>470,000</u> 円、50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>730,000</u> 円、50,000平方メートルを超	35	法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の増築等に係る全体計画認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>38,000</u> 円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>50,000</u> 円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のものにあつては <u>72,000</u> 円、300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>97,000</u> 円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>130,000</u> 円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>307,000</u> 円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>524,000</u> 円、50,000平方メートルを超

(現 行)				(改 正 後)			
			0 0 円				えるものにあつては8 1 4, 0 0 0 円
3 6	法第8 6 条の8 第3 項(法第8 7 条の2 第2 項において準用する場合を含む。)	既存不適格建築物の増築等又は用途の変更に係る全体計画変更認定申請手数料	工事期間の変更の場合にあつては2 1, 0 0 0 円, その他の場合であつて, 建築物の床面積の合計が1 0 0 平方メートル以内のものにあつては3 3, 0 0 0 円, 1 0 0 平方メートルを超え2 0 0 平方メートル以内のものにあつては4 4, 0 0 0 円, 2 0 0 平方メートルを超え5 0 0 平方メートル以内のものにあつては6 0, 0 0 0 円, 5 0 0 平方メートルを超え1, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては8 7, 0 0 0 円, 1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては1 1 6, 0 0 0 円, 2, 0 0 0 平方メートルを超え1 0, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては2 7 5, 0 0 0 円, 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え5 0, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては4 7 0, 0 0 0 円, 5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるものにあつては7 3 0, 0 0 0 円	3 6	法第8 6 条の8 第3 項(法第8 7 条の2 第2 項において準用する場合を含む。)	既存不適格建築物の増築等又は用途の変更に係る全体計画変更認定申請手数料	工事期間の変更の場合にあつては2 1, 0 0 0 円, その他の場合であつて, 建築物の床面積の合計が1 0 0 平方メートル以内のものにあつては3 8, 0 0 0 円, 1 0 0 平方メートルを超え2 0 0 平方メートル以内のものにあつては5 0, 0 0 0 円, 2 0 0 平方メートルを超え3 0 0 平方メートル以内のものにあつては7 2, 0 0 0 円, 3 0 0 平方メートルを超え1, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては9 7, 0 0 0 円, 1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては1 3 0, 0 0 0 円, 2, 0 0 0 平方メートルを超え1 0, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては3 0 7, 0 0 0 円, 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え5 0, 0 0 0 平方メートル以内のものにあつては5 2 4, 0 0 0 円, 5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるものにあつては8 1 4, 0 0 0 円
3 7	法第8 7 条の2 第1 項の規定に基づ	既存不適格建築物の用途の変更	建築物の床面積の合計が1 0 0 平方メートル以内のものにあつては3 3, 0 0 0 円	3 7	法第8 7 条の2 第1 項の規定に基づ	既存不適格建築物の用途の変更	建築物の床面積の合計が1 0 0 平方メートル以内のものにあつては3 8, 0 0 0 円

(現 行)				(改 正 後)			
	く全体計画の認定 の申請に対する審査	に係る全体計画 認定申請手数料	0円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては44,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては60,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては87,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては116,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては275,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては470,000円、50,000平方メートルを超えるものにあつては730,000円		く全体計画の認定 の申請に対する審査	に係る全体計画 認定申請手数料	00円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては50,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のものにあつては72,000円、300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては97,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては130,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては307,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては524,000円、50,000平方メートルを超えるものにあつては814,000円
(省 略)				(省 略)			
4 3	令第137条の1 6第2号の規定に 基づく認定の申請 に対する審査	既存不適格建築物の移転に係る 制限の緩和の認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては27,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては36,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあ	4 3	令第137条の1 6第2号の規定に 基づく認定の申請 に対する審査	既存不適格建築物の移転に係る 制限の緩和の認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては31,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては40,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のものにあ

(現 行)				(改 正 後)			
			つては49,000円,500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては70,000円,1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては93,000円,2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては220,000円,10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては377,000円,50,000平方メートルを超えるものにあつては584,000円				のにあつては58,000円,300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては77,000円,1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては104,000円,2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては245,000円,10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては419,000円,50,000平方メートルを超えるものにあつては651,000円
(省 略)				(省 略)			
9 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。				10 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			
	区分	金額			区分	金額	
1	法第6条第1項及び第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の確認済証又は法第7条第5項及び第18条第18項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査済証を交付したことを証する書面	(省 略)		1	法第6条第1項及び第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の確認済証又は法第7条第5項及び第18条第22項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査済証を交付したことを証する書面	(省 略)	
(省 略)				(省 略)			

(現 行)	(改 正 後)
10 第1項の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第3号又は第4号に定める面積に0.5を乗じて得た面積）とする。 (1) (省 略) (2) 建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。<u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。</u> <u>ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合</u> <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u> (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面	11 第1項の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第3号又は第4号に定める面積に0.5を乗じて得た面積）とする。 (1) (省 略) (2) 建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積 (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面

(現 行)	(改 正 後)
<u>積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。</u> (4) (省 略) 11 第2項第1号又は第2号の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。 (1) (省 略) (2) 建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。<u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。</u> <u>ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合</u> <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u> (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。<u>ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る</u>	積 (4) (省 略) 12 第2項第1号又は第2号の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。 (1) (省 略) (2) 建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積 (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。

(現 行)	(改 正 後)
<u>部分の床面積に 0. 5 を乗じて得た面積とする。</u> 12 (省 略) 13 <u>第 7 項の表の中欄に掲げる床面積の合計は、建築物省エネルギー法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 5 条第 1 項又は建築物省エネルギー法第 3 6 条第 1 項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネルギー法第 1 2 条第 3 項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に 0. 5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> 14 <u>第 7 項の表の中欄に掲げる建築物の用途は、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</u>	13 (省 略) 14 <u>第 7 項及び第 8 項の表の中欄に掲げる建築物の用途は、建築物省エネルギー法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</u> 15 <u>第 7 項及び第 8 項の表の中欄に掲げる床面積の合計は、消費性能基準に適</u>

(現 行)	(改 正 後)
15 <u>第7項</u>の表の中欄に掲げる工場等は、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。 16 <u>第8項</u>の表35の項に掲げる床面積の合計は、法第86条の8第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、同表36の項に掲げる床面積の合計は、当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に0.5を乗じて得た面積とする。 17 <u>第8項</u>の表37の項に掲げる床面積の合計は、法第87条の2第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。 18 <u>第8項</u>の表41の項に掲げる床面積の合計は、令第137条の16第2号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。 （納付の時期） <u>第65条</u> （省 略） （手数料の減免） <u>第66条</u> （省 略） （手数料の還付） <u>第67条</u> （省 略） <u>第10章 雑則</u> <u>（仮設建築物等に対する特例）</u>	<u>合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。</u> 16 <u>第8項</u>の表の中欄に掲げる共用部分は、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。</u> 17 <u>第8項</u>の表の中欄に掲げる工場等は、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。 18 <u>第9項</u>の表35の項に掲げる床面積の合計は、法第86条の8第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、同表36の項に掲げる床面積の合計は、当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に0.5を乗じて得た面積とする。 19 <u>第9項</u>の表37の項に掲げる床面積の合計は、法第87条の2第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。 20 <u>第9項</u>の表41の項に掲げる床面積の合計は、令第137条の16第2号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。 （納付の時期） <u>第9条</u> （省 略） （手数料の減免） <u>第10条</u> （省 略） （手数料の還付） <u>第11条</u> （省 略）

(現 行)	(改 正 後)
<u>第 6 8 条 第 2 章及び第 3 章の規定は、法第 8 5 条第 6 項の規定による許可を受けた仮設建築物若しくは同条第 7 項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定による許可を受けた興行場等若しくは同条第 7 項の規定による許可を受けた特別興行場等については、適用しない。</u> <u>(特殊の構造方法又は建築材料に対する特例)</u> <u>第 6 8 条の 2 特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、法第 3 8 条（法第 6 6 条及び第 6 7 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定がされた場合において、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、第 4 条第 1 項第 2 号、第 6 条から第 6 条の 3 まで、第 8 条から第 1 2 条まで、第 1 4 条から第 2 0 条まで、第 2 2 条から第 2 6 条まで又は第 2 8 条から第 4 2 条までの規定は、適用しない。</u> (委任) <u>第 6 9 条 (省 略)</u> <u>第 1 1 章 罰則</u> <u>第 7 0 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 0、0 0 0 円以下の罰金に処する。</u> <u>(1) 第 3 条、第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 6 条の 2、第 6 条の 3、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条（第 1 2 条、第 2 3 条から第 2 5 条まで、第 3 2 条又は第 3 7 条において準用する場合を含む。）、第 1 3 条から第 2 0 条まで、第 2 2 条（第 2 4 条又は第 2 5 条の 2 において準用する場合を含む。）、第 2 6 条第 2 項、第 4 項若しくは第 5 項、第 2 7 条から第 2 9 条まで、第 3 0 条（第 2 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 3</u>	(委任) <u>第 1 2 条 (省 略)</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>1 条, 第 3 1 条の 2 第 1 項, 第 3 3 条, 第 3 4 条第 1 項, 第 3 5 条, 第 3 6 条, 第 3 9 条第 1 項若しくは第 2 項, 第 4 0 条から第 4 2 条まで, 第 5 7 条, 第 5 8 条第 1 項又は第 5 9 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物, 工作物又は建築設備の設計者 (設計図書を用いないで工事を施工し, 又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては, その建築物, 工作物又は建築設備の工事施工者)</u> <u>(2) 法第 8 7 条第 3 項において準用するこの条例第 2 6 条第 2 項, 第 4 項若しくは第 5 項又は第 3 0 条 (第 2 6 条第 1 項において準用する場合に限る。) の規定に違反した場合における当該建築物の所有者, 管理者又は占有者</u> <u>2 前項に規定する違反が建築主, 工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは, その設計者若しくは工事施工者又はその所有者, 管理者若しくは占有者を罰するほか, その建築主, 工作物の築造主又は建築設備の設置者に対しても同項の刑を科する。</u> <u>第 7 1 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人, 使用人その他の従業者が, その法人又は人の業務に関して, 前条の違反行為をした場合においては, その行為者を罰するほか, その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</u>	

附 則

- 1 この条例は, 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については, なお従前の例による。